

## 雇い入れ時健康診断における肝炎ウイルス検査の取り組みについて

研究分担者：長沖 祐子 マツダ株式会社マツダ病院

**研究要旨：**職域において、ウイルス性肝炎の検査を実施することは、感染者の早期発見の手段として有用であり、肝硬変や肝癌への進展に対して早期介入が可能と考えられる。なぜなら、B型肝炎ウイルスキャリアの多くは、10歳～30歳代にかけて肝炎を発症する事や、C型肝炎も40歳以上のキャリアのうち、60～70%が慢性肝炎である。よって、肝炎を発症する年齢層は、多くの企業に労働者として就労していることになるため、職域において適切に肝炎ウイルス検査、指導、治療に結び付けることは、その後の慢性肝炎の悪化や肝癌への進行防止につながり、重要な検査と位置付けられる。職域においては、労働安全衛生法に基づく一般健康診断、特殊健康診断の健康診断が実施されているが、肝炎ウイルス検査は法定健診項目ではないことから、事業者側が検査の実施主体となる必要はなく、また事業者もその結果を知る権利がある事項ではない。しかし、これまでの厚生労働省の通達などでは事業者に対して労働者が肝炎ウイルスの有無を知る機会を設ける必要性と、事業者は検査を実施し、結果を取得した場合は安全配慮義務に基づいて就業上の配慮を講じる義務も通達している。今回、当施設での職域における肝炎ウイルス検査の状況について報告する。

### A. 研究目的

わが国のB型肝炎ウイルスキャリアは120～140万人、C型肝炎ウイルスキャリアは150～200万人と推定され、いまだ適切な治療を受けていない症例も存在する。よって職域において適切に検査、指導、治療に結び付けることは、その後の慢性肝炎の悪化や肝硬変・肝癌への進行防止につながり、職域における肝炎検査の意義は大きいと考える。

今回、当施設での職域における肝炎ウイルス検査について報告する。

### B. 研究方法

当施設での肝炎ウイルス検査は、雇用時の健診で施行している。対象は就職した全社員で、入社時健診にて法定項目と法定外項目である肝炎ウイルス検査を同時に施行した。図1の問診票に受診勧奨、結果についての個人情報管理・保護についてオプトアウトを記載し施行した。

図1 表紙

健康診断のご案内（問診票）

◆健診日：	◆受付時間
◆健診コース： 入社健診	健康診断は就業時間内での実施です。 ◆健診項目： <法定項目> キンセル不可 身体計測、視力検査、血圧測定、問診、血液検査、聴力検査、尿検査、胸部X線撮影、 腹部測定、心電図検査、近視力検査 <法定外項目>

◆ 健診の結果は、事業主及びマツダ健康推進センターが保管します。また、健診結果の内、特定健診項目及び問診項目（生活習慣・治療状況）は、特定健診該当年齢に関係なく、マツダ健康保険組合と共同利用し、健康保持増進に役立ちます。  
◆ 共同利用に当たり、当該個人データの管理について責任を有する者は、マツダ健康推進センターです。  
◆ 健診結果及び問診内容は、健康指導、健康増進のための統計・研究に活用し、他の目的は一切利用いたしません。

【要記入】Q1: 上記、健診結果等の取扱い目的について読みましたか？ →  読んだ  
Q2: 今までに採血、胃部撮影（バリウム等）で気分が悪くなったことがありますか？ →  ない（採血・バリウム・その他）

◆ 本用紙および追加問診表へ必要事項を記入し、健診当日に持参してください。また、下記の注意事項を必ずお読みください。

【受診日時/来場について】  
・健康診断は原則、指定日に受診してください。  
・健診受検に要する時間は「就業時間内」です。有休/休職時/退職後の受検はできません。  
・受付時間を過ぎて来場された場合、当日の健診は実施できません。  
・車/自転車/バイクでの来場は控えてください。  
・必要な方は靴下・スリッパを持参してください。  
・健診について配慮が必要な方(LGBTなど)は事前に、Kensou-kenkou@mazda.co.jp までご相談ください。

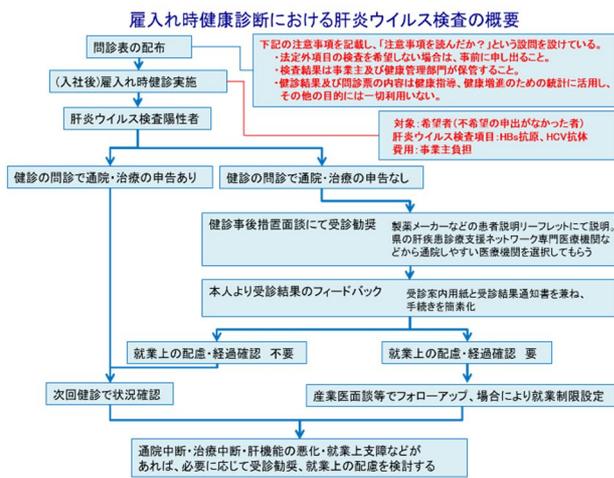
【飲食について】  
・健診前日 午後9時以降～当日朝 は絶食してください。（胃部撮影のない方は、水・お茶のみ摂取可）  
但し、心臓病・高血圧の薬は、朝6時頃までに200ml以内の水で必ず飲んでください。  
その他、常用の内服薬がある場合は当日持参し、検査終了後に飲んでください。

【検査について】  
原・健診直前の検尿は控えてください。  
肝炎ウイルス> 肝炎対策基本法において、生涯に1回は肝炎ウイルス検査を受けることが推奨されています。  
よって、入社健診時に肝炎ウイルス検査を実施します。

また肝炎ウイルス検査においては全て事業所負担にて行った。肝炎ウイルス検査後、陽性患者に対する受診勧奨・治療導入後の就労などに関しては図2の流れで施行した。なお、参考までに他の問診票を提示する(図1見開き裏面)。

図1(見開き裏面)

図2



C. 研究結果

2017年4月から2018年3月までの入社時健診では、2340人(期間社員含む)が健診を受検し、全員肝炎ウイルス検査を受検した。その結果、HBs抗原陽性は6名でHBs抗原陽性者率は0.25%であった。またHCV抗体陽

性は9名でHCV抗体陽性率は0.38%であった。また同様に2018年4月から2019年3月までの入社時健診では、2285人(期間社員含む)が健診を受検し、同様に全員肝炎ウイルス検査を受検し、HBs抗原陽性は9名でHBs抗原陽性者率は0.39%、またHCV抗体陽性は9名でHCV抗体陽性率は0.39%であった。特に40歳代の肝炎ウイルス陽性率は2017年度、2018年度共に1.8%、2.0%と他の年代と比較し高い傾向にあった。肝炎ウイルス判明後の肝臓専門医への受診状況であるが、未受診のうち2017年度においてはHCV抗体陽性患者1名がHCV RNA測定をできておらず、また2018年度においては入社後すぐに退職のため不明であった。(図3、4)

図3

1. 対象健診 入社健診、期間社員入社健診(新規発見者)
2. 健診実施期間 2017/4/1~2018/3/31
3. 実施者数 2340名
4. 肝炎ウイルス要受診者 15名(HBs抗原陽性6名、HCV抗体陽性9名)

年代	健診受検者			肝炎ウイルス要受診者				計
	男	女	計	HBV	HCV	男	女	
10代	263	33	296	1	0	1	0	2
20代	933	158	1091	1	0	1	0	2
30代	481	65	546	1	0	2	0	3
40代	259	62	321	2	0	3	1	6
50代	31	22	53	0	0	1	0	1
60代	24	2	26	1	0	0	0	1
70代	7	0	7	0	0	0	0	0
計	1998	342	2340	6	0	8	1	15

5. 受診状況
6. 受診結果(受診済みの詳細)

受診状況	HBV	HCV	計
未受診	3	2	5
入社健診時すでに治療中	0	2	2
受診済み	3	5	8

受診済みの詳細	HBV	HCV	計
治療不要(ウイルス陰性)	0	3	3
外来で経過観察	3	0	3
要治療	0	2	2

図4

1. 対象健診 入社健診、期間社員入社健診(新規発見者) ※広島地区のみ
2. 健診実施期間 2018/4/1~2019/3/31
3. 実施者数 2285名
4. 肝炎ウイルス要受診者 18名(HBs抗原陽性9名、HCV抗体陽性9名)

年代	健診受検者			肝炎ウイルス要受診者				計
	男	女	計	HBV	HCV	男	女	
10代	323	38	361	1	1	2	1	3
20代	894	195	1089	1	1	2	1	3
30代	433	54	487	2	1	3	1	6
40代	238	51	289	5	1	6	1	6
50代	26	16	42	1	1	2	0	0
60代	15	2	17	1	1	2	0	0
計	1929	356	2285	8	1	8	1	18

5. 受診状況
6. 受診結果(受診済みの詳細)

受診状況	HBV	HCV	計
未受診	1	2	3
入社後すぐ退職のため不明	1	1	2
受診済み	1	4	5
入社健診時すでに通院中・治療済み	5	1	6
入社前から陽性は把握、通院自己中断	1	1	2

受診済みの詳細	HBV	HCV	計
治療不要(ウイルス陰性)	3	3	3
外来で経過観察	1	1	1
要治療	1	1	1

## D. 考察

職域における肝炎ウイルス検査の陽性率はこれまでの報告と同等であり、特に40歳代の肝炎ウイルス陽性率は他の年代より高い傾向にあり、従業員の多くが40歳代であることを考慮すると職域における肝炎ウイルス検査は重要であると考えます。よって、すでに入社している社員に対しては、これまでに肝炎ウイルス検査を施行したことがなければ定期健診での実施や、新入社員の場合は入社時健診で実施すれば、全社員の肝炎ウイルス検査の機会を得ることが可能と考えます。

肝炎ウイルス検査結果については機微な情報であり、取り扱いにも注意を払う必要があります。2019年4月から適用された改正労働安全衛生法、第104条でも新設された「健康情報取り扱い規約」にもあるように、目的や管理方法を明記し当事者に同意を確実に得る必要があります。

我々はまず、法定健診ではないが、肝炎対策基本法に則り検査の必要性を記載、社員本人の健康管理の目的で施行、結果の保管に関しては事業所であると明記し健康保険組合と共同利用し、個人情報の保護を明確にした。その上で社員個人の同意を取得後、検査を行い、事業所負担で施行することで全入社員の受検が可能であった。しかし、全例検査は可能であっても、陽性者のうち期間社員の中断などもありその後の精査、フォローアップが困難な事例も存在しており、今後の課題と考えます。

## E. 結論

職域における肝炎ウイルス検査は重要と考えますが、検査方法やその後の肝炎検査陽性となった症例に対する対応、治療までの両立も重要であり、産業医や健康保険組合との連携も重要である。肝炎ウイルス検査の実施において、施行したことがなければ1回は受検するように呼びかけられているため、雇用時の肝炎ウイルス検査は貴重な受検の機会と

考える。一方で肝炎ウイルス検査の結果に関しては機微な情報でもあり、取り扱いには十分注意を行い社員への配慮を十分に行う必要があると同時に、肝炎ウイルス検査における費用負担に関しても難しい問題と考える。

## F. 政策提言および実務活動

当施設では雇用時に事業所負担により肝炎ウイルス検査を施行し、全入社員の検査が施行できた。しかし費用の負担に関しては事業所が全額負担か個人の一部負担にするかは事業所規模によっても対応困難な場合もあるため、一部行政負担や補助なども考慮されてもいい議題と考える。

## G. 研究発表

### 1. 発表論文

なし

### 2. 学会発表

なし

### 3. その他

#### 啓発活動

令和元年7月3日 マツダスタジアム  
「世界肝臓週間に向けたウイルス肝炎・肝がん予防啓発活動」

## H. 知的財産権の出願・登録状況

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし